五島市監査委員公表第４号

平成３０年度定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により公表する。

令和２年３月１１日

五島市監査委員　橋　本　平　馬
五島市監査委員　神之浦　伊佐男

１五総第３０６４号
令和２年３月２日

五島市監査委員　橋本　平馬　様
五島市監査委員　神之浦　伊佐男　様

五島市長　野口　市太郎

平成３０年度定期監査（工事監査）の結果に係る措置について

平成３１年３月２７日付け３０五監第５５６号により通知のあった、平成３０年度定期監査（工事監査）の結果報告における指導事項等について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき通知いたします。

記

１　監査の対象
総務企画部財政課、建設水道部建設課

２　指摘事項等
＜指導事項＞
施工計画書について
「平成30年度五島市工事技術調査結果報告書」のとおり、施工計画書の記述が一般的な内容にとどまっており、その現場固有の各種課題に対する具体的な計画となっていないものが見受けられた。施工計画書作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等を定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものであることから、施工計画書を受領する際は、監督員による十分な確認を行い、是正箇所があれば請負者に対し適切な指導を徹底されたい。
また、施工計画書の記述内容については、過去の工事監査においても技術士から改善を要望されている事項であるので、監査結果を市全体で共有し、公共工事の品質確保に努められたい。

【講じた措置】
［建設課］

施工管理計画書を受領する際に、現場代理人より説明を受けながら、現場固有の各種課題に対する具体的な計画や施工方法等が記載されているかを確認し、必要に応じて適切に是正指導を徹底するよう、課長から課内工事監督員に対して指導しました。

［総務課］

監査委員からの指導事項及び技術調査結果報告書の内容について、情報を共有するため、工事施工・施工管理を行う関係課あて通知しました。